

健康福祉部

福祉環境委員会 【議案関係資料】

11月25日提出

目 次

◎補正予算関係

1	子ども・女性・障害者相談センター費（福祉政策課）		3
2	社会福祉施設職員退職手当共済費補助金（長寿社会課）		4
3	医療保健福祉計画推進事業（医務薬事課）		5

◎議案関係

1	公の施設の指定管理者の指定について		6
---	-------------------	-------	---

予算額 3,875千円（○ 3,875）

1 事業目的

旧福祉相談センター（明徳館ビル1階）の不具合箇所の修繕工事等を行い、民間事業者への貸付け手続きを円滑に進める。

2 実施主体 県

3 事業内容

旧福祉相談センターの修繕

3,875千円

旧福祉相談センターは、令和5年度から遊休施設になっており、利活用に向けた検討を行ってきたが、このたび、民間事業者への貸付けに係る手続きを開始したことから、貸付けに向けて必要最小限の修繕工事等を行う。

《修繕工事等の内容》

保管庫の天井修理、トイレ修理、電気子メーター設置、キャビネット等の撤去 等



天井に腐食、カビが発生



トイレの水が出ない



キャビネット等の撤去

（参考）旧福祉相談センターについて



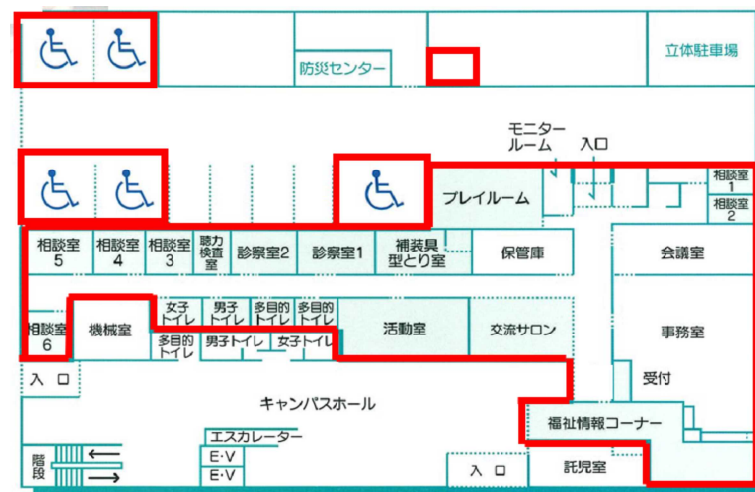
所在地：秋田市中通二丁目1番51号

明徳館ビル1階

建設年：2005年（平成17年）

延床面積：889.03㎡（駐車場含む）

アクセス：JR秋田駅西口から徒歩7分



※貸付けの対象となるスペースは赤枠内。

【貸付けに向けた今後のスケジュール（予定）】

- ・公募期間：令和7年11月28日～令和8年1月16日
- ・貸付先決定：令和8年2月上旬
- ・貸付期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

社会福祉施設職員退職手当共済費補助金

長寿社会課

予算額 63,869千円 (⊖ 63,869)

1 事業目的

社会福祉事業に従事する人材を確保し、社会福祉事業の安定に寄与する。

2 事業内容

社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく共済事業を行う（独）福祉医療機構に対し、県負担分を補助する。

(1) 概要

- ・補助先 (独) 福祉医療機構
- ・補助額 67,370円×5,749人=387,310,130円

(2) 予算額

- ・当初予算（現計）
323,442千円
(54,700円×5,913人=323,441,100円)
- ・補正
63,869千円
- ・補正後
387,311千円

(3) その他

- ・退職手当金の財源として、国・都道府県・加入する法人から3分の1ずつ拠出。
- ・県負担金の単価は3月に国から通知され、対象職員数は9月に機構から通知された。

【対象施設等】

区分	施設数	対象職員数
保護施設 (救護施設、授産施設)	3	56
児童福祉施設 (保育所、幼保連携型認定こども園 ほか)	168	3,192
老人福祉施設 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム ※介護保険法の指定に基づく施設を除く)	35	286
その他社会福祉施設 (視聴覚障害者情報提供施設)	2	14
介護保険施設等 (H17加入者まで) (特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム ほか ※介護保険法の指定に基づく施設)	236	904
障害者支援施設等 (H27加入者まで) (生活介護、障害者支援施設 ほか)	159	1,297
計	603	5,749

予算額 443,416千円（㊦ 443,416）【地域医療介護総合確保基金】

1 事業目的

地域医療構想の推進のため、医療機能の役割分担・連携強化や機能再編に取り組む医療機関に対する支援を行う。

2 事業内容

(1) 病床機能再編支援事業 433,428千円

地域医療構想調整会議及び秋田県医療審議会で合意を得て病床機能の適正化（※1）を図る医療機関に対し、給付金（※2）を支給

対象医療機関名	減少病床数	支給額（千円）
大館市立扇田病院	64床 (急性期△62 慢性期△42 回復期+40)	134,520
福永医院	3床 (慢性期△3)	6,840
男鹿みなと市民病院	35床 (急性期△35)	73,872
平鹿総合病院	49床 (急性期△49)	110,580
市立横手病院	34床 (急性期△34)	62,016
雄勝中央病院	20床 (急性期△20)	45,600
合計	205床	433,428

※1 急性期及び慢性期の病床数の合計が10%以上減少。

※2 減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給。（基金積立 国10/10）

(2) 不整脈治療体制整備事業 9,988千円

県内の不整脈治療（アブレーション）（※1）の充実を図るため、市立秋田総合病院（※2）が行う医療機器の整備に対して補助

- ・対象経費 パルスフィールドアブレーション装置（※3）の導入経費
- ・補助率 1/2（県10/10）

※1 カテーテルを用いて、不整脈の原因となる心臓の異常な部位を焼灼等する手術。

※2 令和2年度の地域医療構想調整会議（専門部会）において、病院の役割分担と今後の循環器医療体制を協議した結果、市立秋田総合病院がアブレーション治療に集中的に取り組んでいくこととした。

※3 電気パルス（高電圧の電流をごく短時間流す）により、細胞膜に多数の小さな孔（あな）を開けることで細胞を破壊する新しいアブレーションの手法。従来の方法に比べ、合併症の発症リスクが低く、手術時間が短くなるなどの特徴がある。

公の施設の指定管理者の指定について

健康福祉部

健康福祉部が所管する公の施設について、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、次に掲げる団体を指定管理者として指定する。

1 公の施設及び指定管理者となる団体

NO.	施 設 名	候 補 者 名
1	秋田県社会福祉会館	太平ビルサービス (株)
2	秋田県北部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
3	秋田県中央地区老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
4	秋田県南部老人福祉総合エリア	(福) 秋田県社会福祉事業団
5	秋田県点字図書館	(福) 秋田県社会福祉事業団
6	秋田県総合保健センター	(公財) 秋田県総合保健事業団
7	秋田県健康増進交流センター	河辺地域振興 (株)

2 指定の期間

- 秋田県健康増進交流センター：令和8年4月1日から令和 9年3月31日まで（1年間）
- その他の施設：令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

3 今後のスケジュール

- 12月議会の議決後、管理業務や指定期間、県が支払うべき費用などの基本的な事項について指定管理者と「基本協定」を締結する。
- 2月議会における来年度予算の議決後、令和8年度指定管理料等について指定管理者と「年度協定」を締結する。

< 参考：指定管理者選定委員会の概要 >

開 催 日：令和7年10月17日（金）

委 員 構 成：委員5名（外部委員3名、内部委員2名）

申請団体数：それぞれの施設について、各1者から申請

審 査 方 法：各委員の評点をもとに、総合的観点から議論を行い、指定管理者の候補者を選定

審 査 結 果：別紙のとおり

(別紙) 健康福祉部指定管理者(候補者)選定委員会の審査結果

1 秋田県社会福祉会館		
太平ビルサービス株式会社	合 計	総合評価（選定結果） ○ 太平ビルサービス株式会社は、長年にわたり当該施設の設備保守管理業務を受託しており、良好に管理してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、太平ビルサービス株式会社を「秋田県社会福祉会館」の指定管理者の候補者として選定することに決定した。
	(満点：100点) 78.4	
2 秋田県北部老人福祉総合エリア		
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	合 計	総合評価（選定結果） ○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成１１年度から良好に運営してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県北部老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 75.0	
3 秋田県中央地区老人福祉総合エリア		
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	合 計	総合評価（選定結果） ○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を平成９年度から良好に運営してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県中央地区老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 75.6	
4 秋田県南部老人福祉総合エリア		
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	合 計	総合評価（選定結果） ○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を昭和６３年度から良好に運営してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県南部老人福祉総合エリア」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 77.4	
5 秋田県点字図書館		
社会福祉法人 秋田県社会福祉事業団	合 計	総合評価（選定結果） ○ 社会福祉法人秋田県社会福祉事業団は、当該施設を昭和６０年度から良好に運営してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、社会福祉法人秋田県社会福祉事業団を「秋田県点字図書館」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 78.8	
6 秋田県総合保健センター		
公益財団法人 秋田県総合保健事業団	合 計	総合評価（選定結果） ○ 公益財団法人秋田県総合保健事業団は当該施設を昭和６１年度から良好に管理してきた実績を有している。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、公益財団法人秋田県総合保健事業団を「秋田県総合保健センター」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 74.8	
7 秋田県健康増進交流センター		
河辺地域振興株式会社	合 計	総合評価（選定結果） ○ 同施設については、施設のあり方検討を進める必要があることから、次期指定管理期間を１年間としており、候補者の選定に際して、秋田県公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１７年秋田県条例第３号）第５条第１項の規定により、知事が河辺地域振興株式会社を指名している。 ○ 河辺地域振興株式会社は、当該施設を平成９年度から運営しており、地域団体と連携した地域活性化のための活動にも積極的に取り組んでいる。 ○ 評点の合計及び上記評価等から総合的に判断し、河辺地域振興株式会社を「秋田県健康増進交流センター」の指定管理者の候補者として選定することを決定した。
	(満点：100点) 69.2	